

春日井市重症心身障害児等短期入所利用支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、重症心身障害児等の居宅生活を支援するため障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に定める短期入所の利用を促進し、もって重症心身障害児等とその家族の福祉の向上を図るため短期入所を行う事業者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「重症心身障害児等」とは、市内に住所を有する重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児及び障害者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、法に規定する短期入所を実施している県内指定短期入所事業所（医療法（昭和23年法律第205号）に基づく病院及び診療所を除く。）のうち愛知県知事が指定した者とする。

(補助事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が行う重症心身障害児等の短期入所（1回の入所期間が7日以内であるものに限る。以下において同じ。）とする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、重症心身障害児等の短期入所を実施するために必要な経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、1,000円に短期入所（併せて他のサービスを利用する場合を除く。）の利用日数を乗じて得た額又は補助対象経費の支出済額から

寄付金その他の収入の額を控除した額のいざれか少ない額とする。

(申請の期日)

第7条 規則第3条に規定する申請期日は、当該年度の3月31日とする。

(申請の取下げのできる期間)

第8条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げができる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金は、規則第10条の規定により補助金額の確定を通知した後、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）の請求に基づいて交付する。

(補助金調書の整備)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る経費の收支を明らかにした書類、帳簿等を事業完了後5年間保管しなければならない。

(検査等)

第11条 市長は、補助事業者に対し補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月17日から施行し、平成20年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月3日から施行し、改正後の春日井市重症心身障害児等短期入所利用支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月8日から施行し、改正後の春日井市重症心身障害児等短期入所利用支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月20日から施行し、改正後の春日井市重症心身障害児等短期入所利用支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。